

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（塚 理）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

- ① 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
- 2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

[]

その理由

1-2ライゼンションを創っていく上で 差別の平たい考え

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
- 2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

[]

その理由

1-①と同様の考えです。

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない

④ その他 [一部の部署等、より拡大していくべきを考える]

その理由

3. 65歳問題について

- ① 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他 []

その理由

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

- 1. 茨木市としても24時間介護が必要である。
- 2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
- ③ どちらとも言えない
- 4. その他

[]

その理由

障がいがある方だけでなく、高齢者で24時間介護が必要方々も地域で安心して生活していくための環境作りへの覚悟や考え方が国も茨木市も不透明である。地域包括ケアシステムを確立するためには、施設から地域への動きを促し、そしこせられる絵に書いた餅にすると考えたから。

4-②

- ① ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
- 2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

[]

その理由

[]

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

入浴時のヘルパー利用については、一朝一夕に実現はしなかったものの、前市長時代に
一歩前進した形なのでこれからも取り組みは続けていく。

市民病院の建設に際しては、自身の専門分野であるので、医療スタッフの適正化や配置に
ついて、市民の皆さんにも「見える化」した上で議論をしていきたい。

5-②同行援護について

医療と介護の壁については、これからも継続して取り組み、おかしな現状を変えていく
ように努力していく。

6. 市民会館について

現在の行政の取り組み(100人全等)をまずは見守りたい。又、公設民設の20年、30年後の
状況も考えながら、どのような形が一番市民にとって望ましいのかも考えていく。

ありがとうございました。
茨木障害フォーラム (IDF)